

事務連絡

令和7年8月4日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課
管理企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道管路等内作業における安全確保の徹底について

令和7年8月2日（土）、埼玉県行田市において、大規模下水道管路を対象とした全国特別重点調査の実施中に委託事業者の作業員4名が死亡する事故が発生しました。

本事案の詳細については関係機関により現在調査中ですが、各下水道管理者におかれましては、令和7年3月18日付け事業マネジメント推進室長事務連絡で要請している全国特別重点調査の実施箇所を始め、下水道管路内作業を行う場合においては、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）、「下水道維持管理指針 総論編 マネジメント編－2014年版－」（平成26年9月（公社）日本下水道協会）第3章第4節「管路施設の労働安全衛生対策」及び「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成14年4月、下水道管きょ内作業安全管理委員会）等に基づき、下水の流況の確認、管路内の硫化水素や酸素濃度の測定・換気、転落防止の安全带等の保護具使用、緊急時救出用の呼吸器等の準備など、下水管路内の作業環境を踏まえた作業者の基本的な安全確保対策の徹底に関して委託事業者への指導・監督など適切な措置を講じられるようお願いいたします。

また、現在実施いただいている全国特別重点調査においても、3月18日の要請の中で、安全確保に最大限留意いただくとともに、調査にあたっては換気や流出防止措置などの安全対策を十分に実施することとしています。さらに、「下水道等に起因する大規模な道路陥没を踏まえた対策委員会」にて令和7年5月28日にとりまとめられた第2次提

言の中で、作業安全の確保意識の徹底は下水道マネジメントにおける最重要の前提条件であると示されています。これらを踏まえて、特別重点調査の優先的に調査を実施すべき箇所は令和7年8月8日（金）までに、それ以外の箇所については令和8年2月末までにその時点の結果を報告いただくよう要請しているところではありますが、調査に当たっては何よりも安全確保を最優先していただくよう改めてお願いするとともに、委託事業者へも周知いただきますようお願いいたします。

なお、今般の下水道管路内調査の事故について、その原因を踏まえ、再発防止策について改めて事務連絡を発出する予定です。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知をお願いいたします

